

千葉県下水道条例施行規則第9条第1項ただし書の規定による 使用水量の算定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県下水道条例施行規則（昭和38年千葉県規則第16号。以下「規則」という。）第9条第1項ただし書の規定による使用水量の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(店舗等用共同住宅)

第2条 規則第9条第1項ただし書に規定するこれにより難い特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該共同住宅が5以上の居室を有すること。
- (2) 当該共同住宅が店舗又は事務所の用途に供する居室（住宅の用途と兼用するものを含む。次条において「店舗等の居室」という。）を2以上有すること。ただし、別表に掲げる店舗の用途に供する居室（住宅の用途と兼用するものを含む。）を有する場合を除く。
- (3) 当該共同住宅における住宅のみの用途に供する居室の数の全居室の数に対する割合が5分の3以上であること。

(算定方法)

第3条 規則第9条第1項ただし書に規定する場合における使用水量の算定は、当該共同住宅の店舗等の居室を1の居室とみなして同項本文の規定を適用して算定するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

別 表

クリーニング店、理容店、美容院、豆腐製造業、飲食店、サウナ風呂、鮮魚店、生花店、青果店、製あん店、仕出し（弁当）屋、精肉店、かまぼこ、つけ物
その他の食品加工店、寒天製造業、こんにゃく製造業、製菓店、製麺店、製紙店、なめしがわ業、ペット店その他専ら水道水を使用することにより営業が可能となる店舗として市長が認定したもの